

平成六年二月十五日受領
答 弁 第 五 号

内閣衆質一二八第五号

平成六年二月十五日

内閣総理大臣 細 川 護 熙

衆議院議長 土 井 た か 子 殿

衆議院議員小森龍邦君提出同和問題の完全解決に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小森龍邦君提出同和問題の完全解決に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、同和問題は憲法に保障された基本的人権にかかわる重要な問題であるとの認識の下に、昭和四十四年の旧同和对策事業特別措置法（昭和四十四年法律第六十号）以来、三度にわたって制定された特別措置法に基づき、二十四年間にわたって関係諸施策の推進に努めてきたところである。

この結果、平成三年十二月の地域改善対策協議会（以下「地対協」という。）の意見具申においても指摘されているとおり、同和地区の生活環境等の劣悪な実態は大きく改善をみ、同和地区と一般地域との格差は、全般的には相当程度是正されている一方、心理的差別の解消は、改善の方向にあるものの、結婚や就職等に関連した差別事象が依然としてみられ、十分な状況とは

言い難いと考えている。

二について

地対協は、平成五年七月、平成三年十二月の意見具申において指摘している地域改善対策の今後の基本的な課題について審議することを目的とする総括部会を設置したところである。同部会における具体的な審議事項は、

- (一) 心理的差別の解消に向けた啓発等のソフト面の推進方策
- (二) 行政運営の適正化等今後の地域改善対策を適正に推進するための方策
- (三) 地域改善対策特定事業（物的事業及び非物的事業）の一般対策への円滑な移行方策等とされている。

三について

地対協の意見具申が行われる時期については、今後、審議が進められる中で、地対協におい

て決定していただくべきものと考えている。

四及び五について

平成五年度に実施している同和地区実態把握等調査については、平成三年十二月の地対協の意見具申において指摘されているとおり、これまでの地域改善対策の効果測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握することを目的としていることから、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十二号。以下「地対財特法」という。）に基づく地域改善対策特定事業が実施される地域（以下「対象地域」という。）に係る調査を実施しているところである。

また、地対財特法においては新たな対象地域の追加は行われないうこと等から、今後とも、対象地域以外の地域に係る実態調査を行う考えはない。

なお、啓発事業については、全国民を対象として、関係省庁及び地方公共団体が連携を取り

ながら、推進しているところである。

六について

平成三年十二月の地対協の意見具申においては、「今日、物的事業が相当進捗し、これからは就労対策、産業の振興、教育、啓発等非物的な事業に重点をおいた施策の積極的な推進が重要な課題であると考える。」と指摘されたところであり、政府としては、これを踏まえ、同月策定した「今後の地域改善対策に関する大綱」において、「今後、就労対策、産業の振興、教育、啓発等非物的な事業に重点をおいて施策を積極的に推進する。」としたところである。このような政府の方針に基づき、平成五年八月の参議院本会議において、細川内閣総理大臣は、「啓発などの事業を積極的に推進することによって本問題の早期解決に努力をしまいたい」との答弁を行ったところである。

七について

昭和四十年八月の同和対策審議会答申において、経済の二重構造について指摘されているが、中小企業は我が国経済の重要な担い手であり、その自立的発展を図ることは、我が国経済の安定的発展を図る上で不可欠であると認識している。

以上のような基本的認識に立って、政府としては、対象地域産業を含めた中小企業の振興のため、種々の施策を講じてきたところであり、本内閣においても、経営の改善・発達、中小企業構造の高度化等を推進することにより、大企業と中小企業の格差の是正に努めてまいりたい。